

研究の窓

社会保障におけるゲマインシャフト
原理とゲゼルシャフト原理

富 永 健 一

もともとは社会学理論の研究から勉強をはじめた私が、社会保障のような現実問題の実証的な研究に多少ともたずさわるようになったのは、比較的最近のことである。私にとっては新しい、この社会保障という研究領域に出ていくにあたって、私は、私にとってのホームグラウンドである社会学理論、とりわけ社会変動(近代化・産業化)理論において立てられてきた周知の中心命題のひとつを、この新しい研究領域にもちこむことを考えた。その命題とは、近代化と産業化が、家族・親族および地域共同体によって担われてきたゲマインシャフト的社会関係をしだいに解体しつつある、ということである。この命題は、すでにはやく1922年に高田保馬によって「基礎社会衰耗の法則」として立てられたことに始まっている。私は、福祉国家の成立を、この家族・親族および地域共同体の解体という不可逆的な構造変動の結果、かつてそれらの「基礎社会」(高田は血縁社会と地縁社会とを合わせたものを基礎社会と呼び、これを派生社会ないし機能社会に対比させた)が果たしていた機能を代替してくれるものが国家以外にはなくなったため、として説明することができると考えたのであった。

西洋でも日本でも——そして多くのアジア社会では現在なお——、農業社会段階では、家父長制的大家族の形態が支配的であり、またそれらの家族は血縁的な親族集団と地縁的な地域共同体によってすっぽりと包まれていた。それらの基礎社会の内部においては、ゲマインシャフト的な相互行為と社会関係が優位していたので、生活上の必要なサービスは、損得勘定を抜きにした贈与として提供されていた。こんにち、近代化と産業化のすすんだ社会においては、家父長制的大家

族は大部分、核家族と呼ばれる小家族によってとって代わられただけでなく、親族集団と地域共同体は大部分解体して、核家族はもはやそれらのものによってほとんど包まれていない。核家族の内部では、こんにちでも損得勘定を抜きにした贈与的サービスの提供が行われているとはいえ、家族員数が少ないことに加えて女性の職業志向が強まって、家族の中で調達され得る生活上のサービス提供の範囲は、非常に小さいものになってしまったのである。福祉国家とは、かつて基礎社会の内部で贈与的に調達されていたそれら生活上のサービスを、国家が機能的に代行しようとするシステムである、と解釈することができるのではないか。

私は、1985年度の社会保障研究所の研究プロジェクト「社会保障発展パターンの国際比較」に参加する機会を思いがけず与えられたことによって、かねてから念願していた、上記の仮説を社会保障に関する国際マクロ・データの計量分析をつうじて検証してみるという作業を、若い数人の仲間といっしょに試みるチャンスに恵まれた。パス解析を用いたこの分析結果（本誌第23巻第1号、1987年、108～121頁、またその改訂版は、富永健一『日本産業社会の転機』、東京大学出版会、1988年、87～125頁）は十分満足のいくものとはいえなかったけれども、データ分析には避けられないさまざまな制約の中で、いちおうの方向性を見出したといえると思う。この研究の分析結果そのものについてここでもりかえす必要はないが、ここにとりあげたい問題は、社会保障についてのこのような解釈が含むインプリケーションの外延的適用が何を意味するか、ということである。

福祉国家とは、社会保障の制度化が確立されている国家のことである、と定義

できよう。そこで、福祉国家の給付サービスをゲマインシャフト的な贈与的提供と見なす上記のような解釈は、社会保障を贈与——あるいはこの語がいきすぎだというなら少なくとも「所得補償とサービスの非交換的提供」と表現してもよいであろう——的な所有移転だとする主張を前提していることになる。このような主張には、もちろん多くの異論が出される余地があろう。とりわけ、社会保障（狭義）の4本の柱をなす社会保険・公的扶助・社会福祉・公衆衛生のうち、総費用において圧倒的な割合を占めている社会保険（健康保険・年金保険・失業保険・労災保険）は、拠出がなされてはじめて給付が行われるのであるから、保険であって贈与ではない。しかしそれは、市場的営利の原理に依存する私的保険とは異なって、保険料を事業主と被保険者が折半するとか、事務費の全額を国庫が負担するとかいった方式になっているから、被保険者は拠出分を上まわる給付を受けているわけである。つまりそこには一定の所得移転が行われているのであって、社会保障は市場的交換の原理には依拠していない。また社会保険以外の社会保障、すなわち公的扶助や児童福祉や身障者福祉などが、贈与であることはいうまでもない。

近年の「福祉見なおし」論の中で、社会保障にも「民活」を導入して民間に国家負担の肩代わりをさせるといった議論が行われている。たしかに、たとえば個人年金や養老年金のようなものを、民間の金融機関や保険会社が商品として市場で売り出すことはできるし、それは現に行われている。けれども、それらは「福祉」とはいわれ得ないであろう。なぜなら、それらは個人貯蓄の変形にすぎず、

公的年金をいくらか補完する程度の意味以上のものを持ち得ることはないであろうから。同様にして、企業年金を「福祉」と呼ぶこともできないであろう。なぜならそれは、日本においては従来から行われてきた退職一時金の変形にすぎず、退職金を「くりのべられた賃金」と考えるかぎり、その意味は企業が私的に行っている強制積立貯金のようなものとどまるし、また従来から退職金の少なかった中小企業へのその普及には限界があるから。

他方、寝たきり老人や重度身障者などの介護を病院よりも在宅ケアによって行うことの必要が近年強調されてきており、またそれらの介護を行う家族を地域社会がサポートするという、市町村での介護サービスの体制づくりの必要性が唱えられている。私は家族や地域社会のような基礎社会の解体からここでの議論を開始したのであるが、もちろんそれらは完全に解体してしまうわけではないから、家族の中に介護者を得られる場合には、この方向が望ましいことはいうまでもない。しかしそのような条件が満たされている場合は、しだいに少なくなっていくというのがここでの問題設定なのであり、またたとえ現状でそれが満たされている場合でも、費用は国および自治体が——条件によっては全部でなくともよいとしても——カバーするようになっていなければならないであろう。

社会保障とは、やはり基本的にゲマインシャフト的な贈与の原理がその基礎におかれていなければならないもので、市場的交換というゲゼルシャフト的原理によってこれを処理することは困難である、と考えざるを得ないのではなかろうか。

(とみなが・けんいち 東京大学教授)